

再 評 価 調 書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）					
地区名	うどがわほくぶ 鶴戸川北部地区					
事業箇所	あいさいしはやおちよう あいさいしえにしちよう 愛西市早尾町～愛西市江西町					
事業のあらまし	<p>本地区は、愛西市に位置し、一級河川木曾川の東側に広がる流域面積 735.2ha の低平な農村地域である。本地区の排水路は、1966 年度から 1973 年度にかけて改修されたが、地区内の地盤沈下に起因する不等沈下により逆勾配となった箇所があることや、流域内の開発による流出量の増加により、排水機能が低下し、農作物や住宅等に湛水被害の恐れが高まっている。</p> <p>このため、排水路を改修することで湛水被害を防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図ることを目的として、2015 年度から地盤沈下対策事業を実施し、2027 年度に完了する予定である。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水路を改修し、農地、農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 （基準雨量：341mm/3 日、1/20 年確率雨量）</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
計画変更の推移		事前評価時 (2014)	再評価時 (2019)	再評価時(2回目) (2024)	変動要因の分析	
	事業期間	2015～2024	2015～2024	2015～2027	地元調整による事業期間の延長	
	事業費（億円）	27.2	34.7	41.9		
	経費内訳	工事費	23.4	31.5	38.3	労務資材費の増（2019 単価→2024 単価）
		用補費	1.0	0.9	0.9	
		その他	2.8	2.3	2.7	労務費の増（2019 単価→2024 単価）
事業内容	排水路工 L=5.1km	排水路工 L=5.1km	排水路工 L=5.1km			
II 評価						
① 事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>本地区の排水路は、地盤沈下等に起因する排水路の機能低下により湛水被害が発生する恐れが高まっている。湛水被害を未然に防止するためには、早急に排水路を改修する必要がある。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>未整備の区域では、排水路の機能低下状況は変化しておらず、整備の必要性は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>未整備の区域では、事業の必要性は依然として高い。</p>				
	判定B	B	<p>A： 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B： 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C： 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>			
		<p>【理由】</p> <p>施設の排水機能低下状況は変化しておらず、事業の必要性は事業着手時と同等であるため。</p>				

② 事業の進捗状況及び見込み

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	計
工種区分	調査・設計	←			→										
	用地補償		←											→	
	工事														
	・排水路工		←											→	
事業費(億円)	前回計画 ①	8.8				20.7				5.2					34.7
	実績 ②	8.8				14.5								23.3	
	今回計画 ③	8.8				14.5				18.6				41.9	

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	前回計画 ①	実績 ②	達成率 ②÷①	計画 ③	達成率 ②÷③
排水路工(km)	4.3	2.6	61 %	5.1	51 %
事業費(億円)	29.5	23.3	79 %	41.9	56 %
工事費	26.7	21.6	81 %	38.2	57 %
用地補償費	0.8	0.1	13 %	0.9	11 %
その他	2.0	1.6	80 %	2.8	57 %

【施工済みの内容】

排水路 L=2.6km

【事後評価に準ずるフォローアップ】

該当なし。

2) 未着手又は長期化の理由

事業着手前から道路横断部の通行止めを考慮した工区割といていたが、事業開始後、近隣住民に具体的な工事内容を説明したところ、生活への影響が最小限となるよう単年度の施工範囲をさらに限定的とする必要が生じたため。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

なし。

【今後の見込み】

事業期間を延長したため、今後、予算確保に努めながら事業の進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。

判定

B

- A : これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
- B : 次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
 - ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C : 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

事業期間を延長したことにより、計画通りの完成が見込まれるため。

③ 事業の効果の変化

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
 前回評価時から大きな変化はない。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区 分		事前評価時 (基準年:2014)	再評価時 (基準年:2019)	再評価時 (2回目) (基準年:2024)	備 考
費用 (億円)	当該事業による費用	20.1	—	(40.8)	
	その他費用 注)	77.3	—	(103.7)	
	合計 (C)	97.4	—	(144.5)	
効果 (億円)	作物生産効果	24.3	—	(36.5)	
	維持管理費節減効果	△1.8	—	(△2.5)	
	災害防止効果(農業関係資産)	337.1	—	(496.9)	
	災害防止効果(一般資産)	214.9	—	(315.7)	
	災害防止効果(公共資産)	55.8	—	(82.2)	
	合計 (B)	630.3	—	(928.8)	
	(参考) 算定 要因	流域面積 (ha)	735.2	735.2	735.2
	農地面積 (ha)	468.5	465.8	464.1	減 1.7ha
	市街地等面積 (ha)	266.7	269.4	271.1	増 1.7ha
費用対効果分析結果 (B/C)		6.5	—	(6.4)	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

※評価期間:50年(当該事業の工事期間10年+40年)

※費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、前回評価時と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するとされており、今回の評価では算定していない。

※()内の数値は現時点の計画での概算値(事業費及び工期の増を総費用、総便益に反映させ簡易的に算出したもの)。

注) その他費用の内訳

①当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(排水路及び排水機場)

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2007年9月 農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修)に基づき算定。

【変動要因の分析】

前回評価時から大きな変動はない。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【事前評価時の状況】

該当なし。

【再評価時(2回目)の状況】

該当なし。

【変動要因の分析】

該当なし。

判定	A	<p>A：前回評価時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。</p> <p>B：前回評価時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。</p> <p>C：前回評価時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。</p>
	【理由】	<p>前回評価時(2019年度)から大きな変化はないため。</p>
III 対応方針(案)		
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。</p> <p>継続：上記以外のもの。</p>	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象(事業完了後5年目) <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業後の湛水被害の有無を確認</p> <p>※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。ただし、事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。</p>		
V 事業評価監視委員会の意見		
<p>鶴戸川北部地区の対応方針(案) [事業継続] を了承する。</p>		
VI 対応方針		
<p>事業継続</p>		